

令和2年3月8日

領事メール

件名：オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第10号）

【ポイント】

○オマーンの保健機関への初診受付におけるIDの提示は、私立病院には該当せず、IDが発給されない子供については、旅券か出生証明書を提示することを確認しました。

○オマーン保健省は、国外から出席者が参加する会議やイベントを中止・延期することを求めました。

【本文】

1 5日、オマーン保健省は、1件の新型コロナウイルスの症例が新たに確認され、これにより感染者の合計は16名となったと発表しました。感染者は、イタリアのミラノから渡航したオマーンの市民1名であり、容体は安定しており、現在、検疫を受けているとのことです。

2 オマーン保健省が3日に発表しました「オマーンの保健機関への初診受付において、8日からオマーン政府発行のIDの提示が必須となる」ことについて、当館から同省に以下のとおり確認しました。

- (1) IDが発給されない子供については、旅券、或いは出生証明書を提示する。
- (2) ID提示は国立・公立病院のみであり、私立病院は該当しない。

3 7日、オマーン保健省は、外国からの参加者を得て開催する国際的な会議やイベントを通報のあるまで中止・延期することを求めました。

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

－電話：(+968)24601028

－FAX：(+968)24698720